

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う家計急変者に係る納付金減免申請要項

1. 新型コロナウイルスによる家計急変者に係る納付金減免の概要

新型コロナウイルス感染症拡大の直接的または間接的な影響により家計が急変し、経済上就学が著しく困難になった学部生及び大学院生に対し、納付金の減免を行うことによって、学業の継続を援助する。

2. 対象者

本学在学期間中に発生した新型コロナウイルス感染症拡大の直接的又は間接的な影響により主たる生計維持者の経済状況が急変した場合において、次の要件をすべて満たす方が対象になります。(外国人留学生については別途要件がありますので、お問い合わせください。)

(1)ア. イ. ウ.のいずれかに該当する方

ア.国又は地方公共団体等が新型コロナウイルス感染症拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書(※)の提出があること

※「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」参照
上記は例示であるため、その他の支援を受けている方は学生部(0422-37-3539)までご連絡ください。

イ.主たる生計維持者において、令和2年の所得が令和元年の所得と比較し1/2以下となっていること

ウ.主たる生計維持者において、令和3年の所得見込み(収入減収後の所得のひと月あたり平均を12倍するなどして算出)が、令和元年または令和2年の所得と比較し1/2以下となっていること

(2)主たる生計維持者一人の令和2年の所得金額または令和3年の所得見込み額が、給与所得者の場合は841万円以下(源泉徴収票の支払金額)、給与所得者以外は355万円以下(確定申告書等の所得金額)であること

(3)修学の強い意思があること

(4)「大規模自然災害被災における納付金減免に関する規則」、または「成蹊大学私費外国人留学生授業料等減免に関する規則」による授業料減免を受けていないこと。

(5)休学中または留学中でないこと

3. 提出書類(※提出書類はすべてネットからのアップロードとなります)

(1)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う納付金減免願(「4. 提出方法」参照)

(2) (「2.(1)ア。」に該当する方のみ)

i)は全員提出。減収後の所得を証明するii)またはiii)いずれかの書類を提出。

i.)行政機関等が発行する公的支援の証明書(※)の写し

※「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」参照
上記は例示であるため、その他の支援を受けている方は学生部(0422-37-3539)までご連絡ください。

ii)令和2年分の確定申告書(第一表、第二表控・税務署受付後のもの)、又は源泉徴収票

(確定申告書(控)又は源泉徴収票が提出できない場合は、区市町村発行の令和3年度所得証明書でも可)

iii) 収入減少の証明書

(給与所得者) 収入減少後～最新の給与明細書、雇用保険受給資格者証、退職証明書等

(給与所得者以外) 収入減少後～最新の事業帳簿(各月の売上・経費・所得金額がわかるもの)、廃業証明書等

(3) (「2.(1)イ。」に該当する方のみ)

i) 及び ii) を全員提出。

i) 令和2年分の確定申告書(第一表、第二表控・税務署受付後のもの)、又は源泉徴収票

(確定申告書(控)又は源泉徴収票が提出できない場合は、区市町村発行の令和3年度所得証明書でも可)

ii) 令和元年分の確定申告書(第一表、第二表控・税務署受付後のもの)、又は源泉徴収票

(確定申告書(控)又は源泉徴収票が提出できない場合は、区市町村発行の令和2年度所得証明書でも可)

(4) (「2.(1)ウ。」に該当する方のみ)

i) は全員提出。減収後の所得が $1/2$ となっていることの比較対象となる ii) または iii) のいずれかを提出。

i) 収入減少の証明書

(給与所得者) 収入減少後～最新の給与明細書、雇用保険受給資格者証、退職証明書等

(給与所得者以外) 収入減少後～最新の事業帳簿(各月の売上・経費・所得金額がわかるもの)、廃業証明書等

ii) 令和2年分の確定申告書(第一表、第二表控・税務署受付後のもの)、又は源泉徴収票

(確定申告書(控)又は源泉徴収票が提出できない場合は、区市町村発行の令和3年度所得証明書でも可)

iii) 令和元年分の確定申告書(第一表、第二表控・税務署受付後のもの)、又は源泉徴収票

(確定申告書(控)又は源泉徴収票が提出できない場合は、区市町村発行の令和2年度所得証明書でも可)

※提出書類の注意事項

確定申告書提出の場合：必ず税務署受付印(受信日時の印字でも可)のある第一表と第二表の控を添付してください。e-Taxで申請し、税務署受付印がない場合は、受信通知を併せて添付してください。

4. 提出方法

ポータル通知に記載の URL (<https://forms.office.com/r/teXLcDQD1H>) または右の QR コードにて「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う納付金減免願」のフォームを入力する。(成蹊大学から学生に発行されているアカウントでの Office365 のサインインが必要です。振込口座情報の入力や必要書類データのアップロードが必要になります。あらかじめ手元に必要な書類を用意し、スマートフォンなどで写真を撮りながらアップロードするか、パソコンに写真またはスキャンデータを保存しておき、該当の質問の箇所にアップロードしてください。(画像が見にくく不備となる場合があるため、スキャンデータでのアップロードを推奨します))



フォームの質問内容は「申請フォーム下書き用紙」(Word 版、PDF 版)のとおりですので、事前に回答を準備し、入力を行うようにしてください。入力された内容に申請不備、照会事項がある場合、学生部より連絡しますので指示に従ってください。

提出書類のスキャン・写真を撮る際は書類全体が見えるように、またズームしても字のぼやけ等がないように撮影してください。(「アップロードする提出書類の例」をご参照ください。)

5. 入力期限

2021 年 10 月 22 日(金) 17:00 (期限後の申請は一切受け付けません)

6. 減免額

審査の結果、採用となった方は、2021 年度に納付すべき授業料等納付金額の 1/3 が減免となります。2021 年度納付金が未納の方は採否が確定するまで納付をお待ちください。すでに納付済の方については、還付を行うこととなります。(高等教育の修学支援新制度(給付奨学金・授業料等減免)との併用は可能ですが、修学支援新制度による減免後の納付金額の 1/3 の金額を減免いたします。)なお、採用の可否については 11 月下旬頃にお知らせいたします。書類不備等ある場合、採否の通知や減免額の還付が遅れる場合があります。

7. その他

昨年度に同制度による納付金減免を受けた方が再度申請される場合、提出書類が昨年度に提出したものであっても、再度アップロードしていただく必要があります。また、定年退職等、新型コロナウイルス感染症の影響以外での減収は本制度の対象となりませんのご了承ください。

8. 問い合わせ先

成蹊大学学生部新型コロナ納付金減免担当 (TEL) 0422-37-3539

平日(月～金)9:00～11:30、12:30～17:00